

修業生養成センターでの職場体験の養成

<https://www.lapprenti.com/html/cfa/formationcfa.asp>

修業生養成センター

センターは修業教育契約のもとに若い労働者につぎのものを提供しています。

- 一般教育,
- 企業で受けた養成を完成し、それと連動することが求められている科学技術と実務の養成

養成期間

これは修業生の知識や能力の最初のレベルを考慮に入れるために調整することができます。

しかし、年間 400 時間よりも短くすることはできません。例えば

- CAP(職業能力証書), BEP(職業教育免状)については 2 年間に分けて 800 時間
- 職業 Bac, BTS(上級技術免状)については 2 年間に分けて 1,500 時間

試験に失敗したために修業教育の 1 年間を延長する場合、修業生養成センターでの養成は最低 240 時間

養成時間の分割

- 2/3 の時間は一般教育(数学、国語、法律、経済ならびに経営)と技術(科学技術、技術設計..),
- 1/3 の時間は作業場での技術教育と実技に費やされます

職場体験のリズム

CFA で 1 週間、企業で 2 週間というのがよくある例です。しかしながらこのリズムは CFA、準備している免状ならびに職人仕事によって異なります。高等教育の場合は企業での養成は CFA に対して職場体験に多くの週を費やして行われることがあります。

試験

修業生は修業教育契約で規定されている免状あるいは肩書を取得するための試験に出席することが義務づけられています。

雇用者はその立場で修業生がそこに参加するために必要な時間を与える義務があります。

CFA 以外の養成の場所

修業生に与えられる教育はつぎのところで同じように与えられます。

- 契約のもとに公立あるいは私立の教育施設での修業教育部門で、地域審議会とともに通過させた協定の解決策です。
- 契約の下にある教育施設あるいは CFA とともに通過させた協定の養成施設の修業教育による養成の部門の内部で

更新日：2018/02/15